

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要について

平成 31 年 4 月

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室

1. 改正の趣旨

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成 24 年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号。平成 24 年 6 月 29 日公布、同年 10 月 1 日施行。以下「環境教育等促進法施行規則」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。）に基づく「体験の機会の場」の認定の要件、申請の手続等を定めている。

平成 30 年 6 月に環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の変更が閣議決定されたが、主な変更の内容として、体験活動の意義を捉え直すとともに、「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることとされている。このことを踏まえ、「体験の機会の場」に関して、環境教育等促進法施行規則の改正を行い、「体験の機会の場」認定制度の活用促進を図る。

あわせて、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）において、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）が一部改正され、同法で定める「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称変更することに伴い、様式の一部を改正する。

2. 改正の内容

（1）認定基準における、「体験の機会の場」の従事経験年数の変更（第 8 条第 1 項第 6 号）

「体験の機会の場」の認定基準として、「認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に 3 年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。」と規定されているが、従事経験について「1 年以上」に緩和する。

（2）申請の添付書類における、実績の記載対象となる年数の変更（第 9 条第 2 項第 4 号）

「体験の機会の場」の認定の申請に当たり、添付書類として、「直近の 3 事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類」と規定されているが、記載の対象を「申請の日の属する事業年度の直前の事業年度 1 年分」とする。

（3）毎年度の状況報告の明確化（第 12 条）

「体験の機会の場」は毎年、都道府県知事に運営状況を報告することが求められているが、報告を求めるべき事項を、具体的に規定することによって、統一化・明確化を図る。

（4）不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う様式の改正

様式第一から様式第十四まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3. 今後の予定

施行日：平成 31 年 4 月 1 日。ただし、様式第一から様式第十四までの改正規定は、平成 31 年（2019 年）7 月 1 日。